

文化芸術分野における寄付金事業の戦略立案業務に係る受託事業者募集要領

1 目的

この要領は、「文化芸術分野における寄付金事業の戦略立案業務」の運營業務の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 委託の概要

(1) 事業の名称

文化芸術分野における寄付金事業の戦略立案業務

(2) 事業構成

本事業は、以下に示す業務で構成される。詳細は、「仕様書」を参照のこと。

- ① 現状調査及び分析
- ② 効果的に寄付金を獲得するための戦略提案
- ③ 京都市担当者及び関係者等への研修
- ④ 定期的な打合せの実施
- ⑤ 各種寄付金事業に関する相談

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

金 3,300,000 円（税込）

(5) 支払条件

委託業務完了後に受託者の請求により支払う。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、かつ、(3)に該当する者。ただし、(2)に該当する者が選定事業者に決定した場合は、委託契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者であり、かつ、競争入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
 - エ 所得税又は法人税及び消費税を滞納していないこと。
 - オ 京都市の市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 今までに本委託業務と同等の業務を受託した実績があること。

4 募集要領の配布

京都市情報館（京都市ホームページ）から次のとおりダウンロードが可能
URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289985.html>

5 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 参加申込書 (様式 1) 1 部

イ 会社概要 (様式 2) 4 部

「主な業務実績」については、本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるものを最大 5 件まで記載すること。

また、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）を添付すること。

ウ 企画提案書 (自由様式) 4 部

別紙 2 「仕様書」 5 (1), (2), (3), (4), (5) について、次の事項に関する企画を具体的に記入すること。用紙サイズは A 4 とし、様式は任意とする。

- ・運営計画（受託希望者が提案する独自の計画）
- ・事業実施計画、業務実施体制

本業務における会社又は団体としての取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

エ 見積書 (様式 3, 内訳書) 4 部

本業務に係る受託見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。

なお、内訳書の様式は任意とする。

オ 以下の証明書（3 応募資格(2)に該当する者に限る。）各 1 部

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証書（個人の場合）

(イ) 3 応募資格(2)エ, オを証明する納税証明書（オについては、京都市内に事業所等が所在する場合若しくは、固定資産を所有する場合のみ）

(ウ) 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合のみ）

※ WEB サイト「京都市情報館」で公開する本「募集要領」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

※ 提出部数が 4 部のものは正本 1 部と複写 3 部とする。

※ 見積書に添付する内訳書は自由様式とし、積算根拠が分かるようにすること。

(2) 提出期限

令和 3 年 1 0 月 1 8 日（月） 午後 5 時必着

※ 持参の場合の提出時間は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時までとする。

(3) 提出方法

担当部署宛てに、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）とする。
ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行うこと。

6 提案募集に関する質疑

本件募集内容について質疑がある場合は、令和3年10月8日（金）午後5時までに、担当部署宛てに質問書（様式自由）により電子メールで提出すること。

質問者に関する情報は伏せた上で、令和3年10月12日（火）までに京都市情報館に回答を掲載する。

7 担当部署

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課（担当：濱田，今北）
〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・Kビル2階
電 話：075-366-0033 / F A X：075-213-3181
メールアドレス：bunka-art@city.kyoto.lg.jp

8 企画提案書の審査概要

(1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、別紙3「委託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目を参考に審査委員会において総合的に評価し、各項目の合計点が6割以上の評価を得た参加者の中から委託候補者1者を選定する。

また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査委員会

審査委員会は、以下の委員で構成する。

【審査委員】（3名）

委員長 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当課長
委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当係長
委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当

(3) 審査結果の通知

審査結果については令和3年10月25日（月）までに、参加者全員に書面により通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

9 委託候補者との協議と契約の締結

委託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、委託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、次いで評価の高かった者を委託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

10 スケジュール

内 容	期 限
質問の受付	令和3年10月8日（金） 午後5時
質問の回答	質問者に関する情報は伏せた上で、令和3年10月12日（火）までに京都市情報館に回答を掲載
提案書の提出	令和3年10月18日（月） 午後5時必着
選定結果の通知	令和3年10月25日（月）を予定

11 契約に関する基本的事項

委託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) **契約形態**
委託契約とする。
- (2) **契約金額**
協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (3) **契約内容**
契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。
- (4) **契約期間**
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (5) **再委託の禁止**
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (6) **その他**
この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

12 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類及び企画提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 参加資格確認書類又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。